下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会(第4回)議事要旨 (下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会庶務)

- 1 日時
 - 平成15年11月26日(水)午後1時00分
- 2 場所札幌高等裁判所第1中会議室
- 3 出席者
- (委員)大久保慶一,門野博,長井敬子,中村仁,吉田克己(敬称略)
- (庶 務)矢野総務課長,須田総務課課長補佐
- (説明者)河合事務局長
- 4 議題
 - 提供された情報の取りまとめについて
- 5 協議結果

別紙のとおり

下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会第4回協議結果 平成15年11月26日

- 1 委員長から,裁判官再任候補者について,札幌弁護士会所属の弁護士から11月21日に情報の提供があったが,前回の委員会で遅れて届け出られた情報の処理の方法についての議論がされていなかったので今回提供のあった情報の取りまとめについて委員会を招集したこと,指名諮問委員会庶務に照会し,中央の指名諮問委員会が12月2日に開催されるので,これに間に合えば情報を送付してもらうことで差し支えないという回答を得ていることの説明があり,この情報についての意見が求められた。
- 2 今回提供された情報の取りまとめについて,次のとおり各委員から意見が出されたが,この情報は裁判官候補者の指名の適否に関して重要な影響を及ぼす情報には該当しないものとして,指名諮問委員会に送付しないこととなった。
 - 本情報は裁判官の日常的業務から得られた情報の一つとして意義があるから指名諮問委員会に送付することが相当である。市民や弁護士の目から見たときは、裁判官の日常の審理の在り方や判決の内容などを通して得られる情報が評価の中心となるし、また、評価の指標は「親切か」、「丁寧か」、「迅速か」、「公正か」、「納得がいくか」というようなことになるのではないかと思う。裁判官の日常的業務から得られる情報は、裁判官の事件処理の在り方を離れてはあり得ず、これらの情報には事実と評価の両面が含まれていると思うが、情報の提供にあたり事実と評価を峻別することは難しいのではないかと思う。

また「重要な影響を及ぼす情報」や「特段の情報」という要件が設けられているが、具体的にどのような情報を指すのかが明確にされていないばかりではなく、市民の目からは、裁判官の日常的業務につき「重要な影響を及ぼす情報」や「特段の情報」とそうでない情報との区別をつけられないのが自然であり、これらは法律家の間で設けられた区別だと写るのではないか。

もし、「重要な影響を及ぼす情報」や「特段の情報」ということに重点を置くならば、おそらく裁判官の日常的業務から得られる情報は集まりづらくなると思われる。従って、これらの要件を厳格に解する方向で運用することは、広く外部資料を収集しようとする地域委員会制度の趣旨とも抵触しかねないと思う。

地域委員会としては,裁判官の日常的業務から得られる情報をできるだけ広 く収集し,指名諮問委員会に送付することに心がけるべきではないか。

前回の議論では情報の適格性の点に重点をおいて議論を行い、内容についての議論は詰めていなかった。指名諮問委員会に送付するかどうかについて明確な線を引くことは難しいと思われるし、基本的には線引きを厳格にして情報を送付しないことにするよりも、送付して参考にしてもらうということで良いと思う。ただし、今回弁護士会に送付した周知依頼の文面を見ると、受付期間が経過した場合には「特段」の情報を受け付けるとなっているので、今回提供のあった情報が「特段」の情報に当たるかという点が問題となる。遅れた理由ははっきりしないが、今回提供のあった情報は、依頼文書にある「特段」の要件をクリアできないのではないかと思うので、指名諮問委員会に送付する必要はないと考える。

なお、候補者の指名の適否に関する情報については具体的な事実を記載するとされているが、「評価」であるか「具体的事実」であるかは微妙であると思われる。厳密に「具体的事実」でなければだめだということになると、すべての情報がはねられる可能性がある。地域委員会で情報の重要性をあまり厳密に判断すると、候補者が裁判官として適格であるかどうかという判断まですることになってしまうのではないか。地域委員会としてはそのような判断はできないはずである。「特段」であるとか「具体的事実」という、提供される情報についての要件を広く考えないと、地域委員会が設置された趣旨に反する結果を招いてしまうことにになりかねない。今後の問題として考えると、今回提供のあった情報程度の内容のものであれば、指名諮問委員会に送付すべきであると

思う。

地域委員会から弁護士会長への周知依頼文には、受付期間経過後については「特段の情報」がある場合には受け付けるとなっているが、今回寄せられた情報はこれに当たらないと思われる。そもそも、10年間裁判官であった候補者の再任を拒否する、このような裁判官がいてはいけないという内容の情報を受け付けるというのが指名諮問委員会の基準ではないかと考えているが、そのような極めて重要な判断を下すための情報であるからこそ、所属を記載し署名押印するという形式を求めているのに、今回提出のあった書面には署名しかないなど、形式的にも問題がある。また、その基準からみて、個別の事案に基づく情報を判断の資料とすることは相当ではないと思うので、今回提供のあった情報はこれらの点を考慮して送付する必要はないと考える。

このように判断するとしても、地域委員会として情報の提供を制限しているわけではなく、情報の取りまとめについてこのような基準が示されている以上、その基準に従って地域委員会委員として指名諮問委員会に送付するかどうかを考える必要があるということである。個人的にはもっと中央に送付する情報のハードルを低くしてもいいのではないかと思っているが、中央の委員会で高いハードルが設けられている以上、それに従うべきである。また、遅れて提出された今回の情報だけを送るというのは一貫性が無く目立つ結果にもなるし、今回情報提供のあった裁判官については、重点審議者ではないことから、これを指名諮問委員会に送付しないこととしても指名の適否に影響がないと思われる。

今回は指名諮問委員会,地域委員会ができて最初の情報収集であるので,「特段」の情報とされてはいるが,あまり厳しく考えなくてもいいのではないか。「特段」の意味についても今後中央の委員会に集まった情報をもとに中央で議論されることになると思うので,来年以降,その結果を参考にすればいいのではないかと考えている。しかし,前回議論した情報の中にも今回の情報と同様

のものもあったがこれを中央に送付しなかったのであるから,今回も送付しないことでいいと思う。

4 今後,中央で指名諮問委員会が開かれるまでの間に提供された情報については,本日の委員会の議論を踏まえて,委員長と委員長代理で検討して中央に送付することにするかどうかを決めることとされた。